

2026年 利用者・職員のおケガの補償のご案内

(傷害総合保険)

特色

- ①補償対象者は？
- 本制度は、きょうされんを契約者、きょうされん会員を加入者として、事業所の利用者の作業活動中のケガ、通所時の事故などに備えて、1987年度に創設されたものです。「利用者・職員のおケガの補償」では、加盟事業所の利用者および職員の皆さまが補償対象者（被保険者）になります。
- ②多様な補償タイプ！！
- 事業所の形態に合わせて活動中、就業中、24時間補償タイプをご案内しております。特に活動中のタイプでは保護者も補償（24時間補償）しており、全タイプに個人賠償責任の補償がございました。
- ③年間保険料は5,000円から！！
- きょうされん団体契約のため、皆さまにご加入いただきやすい保険料設定となっております。

補償対象者1名あたりの保険金額および保険料

1.利用者		Aタイプのご加入対象者：作業所、その他日中活動系サービスのご利用者			Bタイプのご加入対象者：全作業所、施設・事業所（入所施設を含みます）、グループホームのご利用者		
保険期間：1年間 職種級別：A級		活動中のみ補償タイプ			24時間補償タイプ		
		A 1	A 2	A 3	B 1	B 2	B 3
利用者 ご本人	死亡・後遺障害	57.0万円	69.9万円	108.8万円	68.4万円	114.3万円	165.9万円
	入院保険金日額	1,500円	2,400円	3,300円	1,400円	2,000円	2,500円
	手術保険金	<入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍 <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍					
	通院保険金日額	900円	1,500円	2,000円	500円	800円	1,100円
	個人賠償責任	—	—	—	1,000万円		
保護者 保険金額 (補償金額)	死亡・後遺障害	10万円			—	—	—
	個人賠償責任	1,000万円			—	—	—
年 間 保 険 料		5,000円	7,000円	9,000円	5,000円	7,000円	9,000円

Aタイプ利用者本人：（管理下中の傷害危険補償割引適用） 団体割引15%適用

※保護者には同居の親族の方をご指定ください。
※活動中（管理下中）とは…利用者の方が事業所内・外を問わず活動されている間（事業所の管理下におかれた間）をいいます。
※保護者の補償（死亡・後遺障害）は24時間補償となります。なお、保護者のご職業がB級のご職業の場合には、死亡・後遺障害の保険金額が7万円となります。

2.職員用・就労継続支援（A型） ※雇用契約を結んだ利用者向け補償

保険期間：1年間 職種級別：A級		就業中のみ補償タイプ	24時間補償タイプ
		C	D
職員・利用者 ご本人	死亡・後遺障害	326.0万円	247.9万円
	入院保険金日額	4,000円	
	手術保険金	<入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍 <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍	
	通院保険金日額	2,000円	1,000円
	個人賠償責任	2,000万円	
年 間 保 険 料		7,000円	11,000円

Cタイプ：就業中のみの危険補償特約割引

※就業中とは…事業者と雇用契約を結び就業されている間をいいます。
※各タイプにおける個人賠償責任とは、日常生活に起因する偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。職務の遂行に起因する事故は対象となりませんのでご注意ください。
※すべてのタイプに、入院保険金支払限度日数変更特約（支払限度日数（180日））がセットされております。

事故発生時の対応について

事故にあわれたら、加盟作業所・施設・事業所を通じてご報告をお願いいたします。

事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合には、保険金の金額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●各タイプにおける個人賠償責任補償特約では、日本国内において発生した事故について、「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

(注) 以下の場合は示談交渉サービスがご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者（補償の対象となる方）および損害賠償請求権者の同意がない場合
- ・被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がご契約の保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（注）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

★「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害総合保険

〈Aタイプ〉

○事業所の管理下外での事故 事故例：自宅で転倒してケガをした。など

○就業中の事故 など

〈Cタイプ〉

○就業中以外での事故 事故例：自宅で転倒してケガをした。など

〈共通〉

○故意または重大な過失による事故

○自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故

○無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故

○食中毒による事故（細菌性食中毒・ウイルス性食中毒）

○病気（傷害にあたらぬもの）による死亡・後遺障害、入院、手術、通院

○地震、噴火またはこれらによる津波等による事故

○頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの

○危険な運動（ビックル等を使用する山岳登山など）中の事故

○自動車等による競技・競争中の事故

○戦争、暴動による事故 など

個人賠償責任補償

○故意による事故

○自動車、航空機等に起因する事故

○地震、噴火またはこれらによる津波等による事故

○受託品を除き、被保険者が所有・使用・管理する財物の事故

事故例：賃貸で入居する部屋を破損した。

○心神喪失に起因する事故

○被保険者および被保険者と同居する親族に対して賠償責任が発生した事故 など

ご注意事項

1. AタイプおよびCタイプは、通退所中の事故も対象になります。通退所中とは、自宅と事業所間の日常使用する経路をいい、途中の寄り道中の事故等は対象になりません。
2. AタイプおよびCタイプで宿泊をとまなう場合は「活動中」「就業中」の対象になりません。ただし、宿泊場所と活動場所が異なり、活動中・就業中の範囲が明確に区分できる場合の「活動中」「就業中」の事故は対象になります。
3. 【個人賠償責任について】
補償の対象となる方（被保険者）は、①本人②本人の配偶者③本人またはその配偶者の同居の親族④本人またはその配偶者の別居の未婚の子⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません。ただし本人に関する事故にかぎりません。）⑥②～④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法令の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません。）ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
(Aタイプご加入者向け) 補償の対象となる方（被保険者）は、利用者本人の保護者に指定いただいた方（以下、「保護者」といいます。）、保護者の配偶者、保護者またはその保護者の配偶者の同居の親族および別居の未婚の子になります。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
4. 個人賠償責任は日常生活における事故等が補償対象となります。職務従事中の事故は対象となりませんのでご注意ください。
5. 補償の対象となる方（被保険者）が事業所を退所された場合は、ご加入いただいているタイプに関わらず解約となりますのでご注意ください。

※このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店アライブまでお問い合わせください。

契約者および被保険者は、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

【契約者】きょうさん <https://www.kyosaren.or.jp>

〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館4階
TEL.03-5385-2223 FAX.03-5385-2299

【引受幹事保険会社】損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-5137

承認番号: SJ25-14735 承認日: 2026/02/17

【ご契約に関してのご相談・ご連絡窓口】（取扱代理店）

株式会社 アライブ <https://www.alive-net.co.jp>

〒107-0062 東京都港区南青山2-2-6-901

TEL.03-3479-4334

FAX.03-3479-5322